

小矢部市における入札実施のフロー図

概要

【工事・コンサル】令和4年8月3日入札から

原則、電子入札により入札を実施

利用者登録（第3条）

・入札参加者は事前に電子入札システムにより利用者登録を行う。

【工事・コンサル】ICカードによる登録

【物品・役務】ID・パスワードによる登録

入札公告及び指名入札通知（第5条）

【原則】電子入札システムにより公告・通知

【例外】困難な場合（災害等）は書面等により公告・通知

入札書の提出等（第7条）

【原則】電子入札システムにより電子入札書を提出

・電子入札書（添付ファイル含む）及び辞退届は、撤回及び訂正できない。

【例外】紙入札による参加を認める基準（第9条）

- ① ICカードの記載事項等の変更中で電子入札システムが利用できない場合
- ② ICカードの失効・破損等でICカードが使用できず、ICカードの再発行を申請中の場合
- ③ パソコン、インターネット環境等のシステム障害等により、入札書が提出できない場合
- ④ その他、小矢部市が認めた場合

→電子入札システムへの移行期間として、令和5年3月31日までは紙入札を弾力的に認める運用とする。ただし、令和5年4月1日以降の入札案件からは、電子入札による実施とする。

・紙入札による提出方法等は、小矢部市期間入札実施要領（従来の入札方式）に基づく。

開札（第10条）

【原則】電子入札システムにより開札

・締切予定日時までに電子入札書の入力がない場合は棄権とする。

【例外】紙入札は入札書の記載金額等を電子入札システムに登録してから開札する。

障害発生時の対応（第12条）

・障害復旧の見込みがない場合、電子入札から紙入札に変更する。